

防衛装備に係る事業者の下請適正取引等の推進のためのガイドライン策定
に向けた有識者検討会（第3回）
議事要旨

日時：令和6年11月20日（水曜日）15時00分～16時35分
場所：経済産業省本館17階会議室

出席者：

（有識者）

尾畑 裕 明治学院大学 教授
瀬部 充一 （一社）日本造船工業会 専務理事
中村 洋明 大阪公立大学 客員教授
藤野 琢巳 （一社）日本航空宇宙工業会 専務理事
細田 孝一 神奈川大学 名誉教授
深山 延暁 （一社）日本防衛装備工業会 専務理事

（事務局）

呉村 益生 経済産業省 製造産業局 航空機武器産業課 課長
滝澤 慶典 経済産業省 製造産業局 航空機武器産業課 防衛産業企画官
鮫島 大幸 経済産業省 中小企業庁 事業環境部 取引課 課長
伊藤 和己 防衛装備庁 装備政策部 装備政策課 課長
山崎 芳浩 防衛装備庁 装備政策部 装備政策課 防衛産業政策室 室長
松本 裕悟 防衛装備庁 装備政策部 装備保全管理課 産業サイバーセキュリティ室 室長

（オブザーバー）

中村 幹 国土交通省 海事局 船舶産業課 舟艇室長・船舶産業高度化基盤整備室長

議事要旨

資料2～4について、それぞれ事務局から説明し、以下のとおりコメントがあった。

<有識者コメント>

- ・ 国の調達制度についても記載されており、下請ガイドライン案そのものに課題の根本が記載されていないが、その解決に向けた第一歩であることは評価する。
- ・ 防衛産業の特殊性は、原則として公共調達に帰結されるものであり、大企業が下請けになることがあれば、中小企業がプライムになることがある。
- ・ 今般のガイドライン案を見ると、現在の航空機産業向けガイドラインや自主行動計画で十分カバーされている。

- ・ 調達制度上の課題解決については、事前に、今後官民意見交換会を実施していくことを検討していると聞いている。ありがたい話だが、似たような枠組みは過去からあり、また課題は昔から変わっていない。一種の客観性を高めたヒアリング・対策方法を検討した方がよい。
- ・ 一般商慣行についても、根本的な解決に向けて、民間側で意識を高めることは重要である。ただし、防衛産業は調達構造が複雑な関係になっているので、官側においても一層のプラクティスの協力をお願いしたい。
- ・ 防衛産業基盤整備政策の一環としてコスト変動調整率、1年間に1%という数字は、固定された数字なのか、時価取引における価格交渉においても交渉の余地があるのか、ご教示いただきたい。
- ・ 親事業者と下請事業者の取引について記載されているが、価格転嫁が最後はプライム企業にしわ寄せがくるのではないか。プライム企業の価格転嫁の交渉先は防衛省しかないが、どのように対応されるのか。特に体力の無い中小企業はどうすればよいのか。
- ・ 下請ガイドラインの中に、それぞれのサプライヤーに期待されていることや、契約制度上の検討事項、不合理な取引に下請ガイドラインがどのように役立つかなど、その活用方法を明確にして書き込んでおくことより有意義なものになる。
- ・ 約束手形について、下請法の改正を検討されているようだが、国がプライム企業に対するキャッシュフローに配慮しなければ、プライム企業が破綻してしまう懸念がある。
- ・ 外国人労働者の使用については、契約内容に定められていないため、具体的にどの工程にどの程度まで関与させて良いのかがわからない。関与の範囲を民側から防衛省に提示して可否を判断してもらえるのであれば相談したい。
- ・ 既存の下請ガイドラインと比較して、同じ項目が同じトーンで記載されているか横並びを確認しておいた方がよい。
- ・ 防衛産業の下請ガイドライン案の内容は、既にある業種別ガイドラインである造船業の下請ガイドラインに内包されているものと認識。フォローアップの在り方も含め、造船業の所管官庁である国交省と調整してほしい。
- ・ 一番大切なことはフォローアップの在り方であると認識。本ガイドラインは、大企業間の取引も対象に含んでおり下請法の体系外となるところ、下請Gメンと協力してフォローアップを行うと記載されているが、下請Gメンとの連携の在り方についてはよく検討いただきたい。最終的な発注者の立場に防衛装備庁がいる中で、防衛装備庁が下請Gメンの立場であるが如く行動することは、事業者からの見られ方を考えた方がよい。

<事務局コメント>

- ・ 下請ガイドラインでは、企業の大中小に関わらず、あるべき適正取引を行うべきということである。プライム企業へのしわ寄せについては、契約制度上の課題であれば防

衛省が対応し、事業規模が小さく資金繰りが厳しいということであれば、中小企業政策でサポートする。

- 大企業はパートナーシップの構築宣言により、下請ガイドラインに根差して自分たちが適正な取引をすることを宣誓する仕組みがあり、実態上はかなりのプレッシャーになる。
- 契約制度に関する意見交換会は、契約の当事者同士が話し合っ、どのような課題があるのか、どのような対応が必要なのかを聴取していく試みである。国の制度として、客観性・公平性を担保する必要がある一方、防衛産業の基盤強化の観点から、具体的にどのような課題があるのか、どのように調達制度に反映していくべきか、ということをかきめ細かく意見交換していきたい。
- 下請ガイドラインの策定過程における学びは、ベストプラクティスはあるが、それが必ずしも業界全体に行き届いてはいないことである。これは官民の契約の中でも、同様の問題が当然あると認識。契約制度といっても、様々な問題があり、中央調達もあれば地方調達もあるので、いろいろな取組を組み合わせながら検討を進めていきたい。
- コスト変動調整率については、単年度契約であれば1%、5年契約であれば5%の上乗せがある。原価計算を行っている契約については、一律同様に適用されるものである。
- キャッシュフローは解決すべき課題であるが、毎年の予算の中で歳出予算の工夫が必要となる。国の会計制度は契約の履行完了を確認し対価を支払うことが原則となっている。契約履行に先立って準備資材を揃える必要があることは承知しており、前金払い制度で改善してきているので、地道なアプローチを引き続き行っていく。
- 外国人労働者の使用の問題は昔からあると承知している。秘密情報等を取り扱わない契約については、特に制約を設けていないので、どのような人が従事するかは、事業者の判断で決めればよい。
- 秘密情報を含む契約の際は、事業者が装備品調達等に係る秘密保全対策ガイドラインを渡している。国籍に限らず様々な情報から、情報保全に関する判断をさせて頂くため、受諾者が取扱者名簿を提出するなどの条件を課している。分かり易いかたちで周知していく。
- 他の下請ガイドラインとの横並びは、中企庁と連携して確認する。
- 国交省と共に、造船業と防衛産業の下請ガイドラインの関係を整理し、フォローアップを含めて、どのようなかたちで造船工業会に依頼するか調整する。
- フォローアップでは、中企庁の下請 G メンの活用や地方経済産業局のリソースを活用して行いたい。防衛省がフォローアップにどのように関わるかについても検討する。具体的な下請 G メンを含めたフォローアップの在り方は、第4回検討会までに本日の意見を踏まえて整理する。